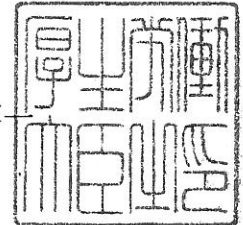




厚生労働省発食安0831第2号  
平成21年8月31日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 舩添 要



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

- ① ARG-No.2株を利用して生産されたL-アルギニン
- ② GLU-No.2株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
- ③ PHE-No.2株を利用して生産されたL-フェニルアラニン

